

「しょうがい学生支援室」
平成 30 (2018)年度 年次報告書



宮城教育大学

平成 31 年 3 月

ご あ い さ つ

国立大学法人 宮城教育大学

連携担当理事・副学長

しょうがい学生支援室 室長 岡 正明

本年度は、『障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律』（いわゆる『改正障害者雇用促進法』）および『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』（いわゆる『障害者差別解消法』）の施行 3 年目となり、いよいよ本格的に高等教育機関におけるしょうがい学生支援の質が問われる年となりました。

本学では、平成 28 年度からスタートした第 3 期中期目標・中期計画の戦略において、「インクルーシブ社会構築の理念に立った人権意識の高い教員養成」を掲げ、これまでのしょうがい学生支援をさらに充実させるべく、しょうがい学生支援ボランティア数や特別支援教育教員免許状取得者数の増加を目指した改革を進めております。

本年度は、「宮城教育大学インクルージョン推進委員会」において、『差別の解消』、『社会的障壁の除去』および『合理的配慮』について検討するとともに、「国立大学法人宮城教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」をもとに、より効力を発揮できる体制整備を行っています。学内教職員の意識向上を目的として、7 月に「講堂及び体育関連施設のバリアとその改善策」についてのバリアフリープロジェクトの報告会、12 月には「本学におけるしょうがい学生支援～成績評価の観点について～」と題したワークショップと、2 回の FD 研修会を開催しました。また、8 月には聴覚しょうがいのある弁護士である若林亮先生をお迎えし「学生時代に知っておきたい法制度～障害者差別解消法を中心に～」を、11 月には全国盲ろう者協会評議員である福田暁子先生をお迎えし、「しょうがい当事者が語るインクルーシブ社会とは」とのご講演をいただきました。しょうがい学生支援に関する当事者からの学びの機会を得るとともに、これらを公開講座とし地域の方々とともに学ぶ機会ともなりました。日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム内で行われる「聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト」では、聴覚しょうがい学生支援にかかわる取り組みを、毎年、本学学生がポスターにまとめ発表しています。取り組みが評価され、準 PEPNet-Japan 賞を受賞しました。

さらに、広域拠点型という本学のミッションに基づき、3 月 1 日には、宮城県内 14 大学の実務者が一堂に会した「在仙大学障害学生支援大学間ネットワーク情報交換会」を実施するとともに、昨年も好評であった実務者研修セミナーとして、東京大学先端科学技術センター・特任研究員の綾屋紗月先生をお招きした公開講座「障害学生支援について－発達しょうがい当事者として－」を開催しました。また、同日、今後の本学を拠点とする「東北地区全体のしょうがい学生支援ネットワーク」の構築を期して、東北地区国立・公立 8 大学の実務者に集まっていただき、「障害学生支援東北地区大学間情報交換会」を実施しております。

以上、本年度の本学の取り組みを簡単に紹介しましたが、詳細については、本報告書をご一読いただければと存じます。

本学は、常に心新たに、これからも地域の拠点として、支援の質向上に邁進してまいります。本報告書が、少しでも皆様のお役に立つことができれば幸いと存じます。

目次

ごあいさつ

第1章 しょうがい学生支援室概要

1) 支援体制.....	1
2) 平成 30 (2018) 年度の対応.....	3
3) 学内連携.....	4
4) 地域連携の取り組み.....	5

第2章 各部会の取り組み

1) 視覚しょうがい部会.....	6
2) 聴覚しょうがい部会.....	8
3) 発達しょうがい部会.....	10
4) 肢体不自由部会.....	12
5) 病弱・虚弱部会.....	14

第3章 しょうがい学生支援室 支援の実施状況

1) しょうがいのある学生数.....	16
2) 支援実施講義数・字幕作成本数.....	16
3) 平成 30 (2018) 年度支援学生延派遣数.....	16
4) 支援学生数.....	17
5) 支援者養成講座開催回数・登録者数.....	18
6) 学生運営スタッフの活動について.....	18

第4章 本年度の取り組み

【学内の取り組み】

1) オープンキャンパス 2018.....	22
2) 聴覚しょうがい部会学生合宿研修.....	23
3) 講演会.....	24
4) FD 研修会.....	26
5) キャンパスバリアフリープロジェクト.....	27

【地域連携・連携機関との取り組み】

1) 公開講座.....	29
2) 平成 30 年度 障害学生支援東北地区大学間情報交換会	30
3) 平成 30 年度 実務者研修セミナー	31
4) 平成 30 年度 在仙大学障害学生支援ネットワーク情報交換会	32

【学生の取り組み】

1) 第 14 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム 「聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト 2018」	33
2) 東北福祉大学との交流会	34

第 5 章 しょうがい学生支援室の業績

1) 広報.....	35
2) 受賞リスト	35
3) 作成物	36

●参考資料●

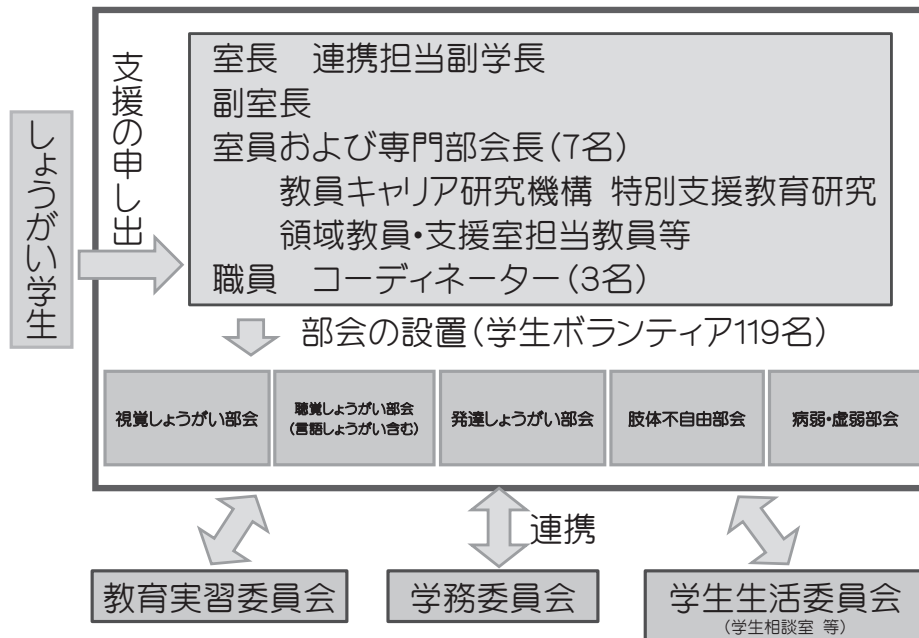
FD 研修会	37
国立大学法人宮城教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規定.....	41

第1章 しょうがい学生支援室 概要

1) 支援体制

1. しょうがい学生支援室の体制

平成30年度しょうがい学生支援室の体制



2. スタッフ

室長	岡正明 (連携担当理事・副学長)
副室長	藤島省太 (特別支援教育講座 教授)
部会長	(視覚しょうがい部会) 三科聡子 (特別支援教育講座 准教授)
	(聴覚しょうがい部会) 松崎丈 (特別支援教育講座 准教授)
	(発達しょうがい部会) 植木田潤 (特別支援教育講座 教授)
	(肢体不自由部会) 寺本淳志 (特別支援教育講座 准教授)
	(病弱・虚弱部会) 村上由則 (特別支援教育講座 教授)
コーディネーター	前原明日香
	及川麻衣子
	佐藤晴菜

3. 開室について	開室曜日	毎週月～金曜日（祝日除く）
	開室時間	9：00～17：00

4. 支援内容

共通	担当教員への配慮事項の伝達・相談、「教職員のための手引き」配布、DVD等の教材の字幕付け・文字起こし、個別相談、総合防災訓練の実施、FD研修の実施、休憩スペースの提供
視覚しょうがい	点訳ソフトによるテキスト文章の変換、地図・図版類の触覚教材化、点字ブロック・マット等設置による施設整備、弱視レンズおよび拡大読書器等の活用（機器の貸し出し）、画面読み上げパソコンおよび周辺機器等の活用（機器の貸し出し）、対面朗読、移動等の介助
聴覚しょうがい	手書きノートテイク、パソコンノートテイク、音声認識通訳、遠隔地通訳、デジタルワイヤレス等による補聴援助システム（機器の貸し出し）、複数画像ディスプレイシステム
発達しょうがい	単位履修や授業内の個別配慮等に関する修学上の支援、スケジュール管理や対人関係の困難等に対する大学生活上の支援、学習スペースの提供
肢体不自由	スロープやエレベーター・屋根付き駐車場の設置、教室の変更・調整、移動等の介助、試験時間延長
病弱・虚弱	通院への配慮、緊急時対応の確認、常備薬の保管、学習スペースの提供

5. 年間スケジュール

前期	・入学式（情報保障） ・ノートテイク説明会 ・PCノートテイク養成講座 ・映像物文字起こし説明会 ・オープンキャンパス（支援室開放・支援室企画実施） ・FD研修会 ・しょうがい学生支援室・学生相談室・保健管理センター連絡会議 ・3室実務者打合せ会
夏季休業 期間	・聴覚しょうがい部会合宿研修
後期	・ノートテイク説明会 ・PCノートテイク養成講座 ・映像物文字起こし説明会 ・FD研修会 ・講義：「自立と共生」（聴覚しょうがい学生に対する情報保障について） ・しょうがい学生支援室・学生相談室・保健管理センター連絡会議 ・3室実務者打合せ会

春季休業 期間	・ 在仙大学障害学生支援大学間ネットワーク情報交換会 ・ 実務者研修セミナー ・ PC ノートテイク養成講座 ・ 学位記授与式（情報保障）
------------	--

2) 平成 30（2018）年度の対応

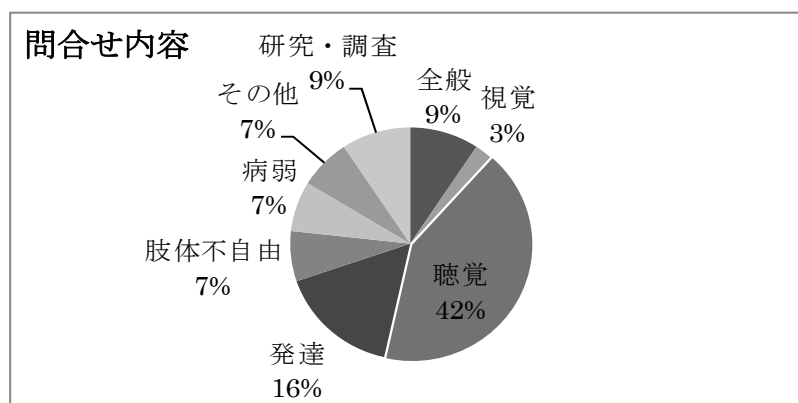
1. 来室者数

	総数	学生	教員	職員	その他 (外部・卒業生など)
平成 29 年度	4324	3527	557	108	132
平成 30 年度	4911	3906	663	149	193

2. 見学・問い合わせ対応

見学 14 件

問合せ 35 件



第3章 しょうがい学生支援室 支援の実施状況

1) しょうがいのある学生数 ※しょうがい学生支援室に支援申請書を提出している学生数

(人)

年 度	計	視 覚	聴 覚	発 達	肢 体	病弱・虚弱	その他
平成 28 年度	18	0	10	2	2	4	0
平成 29 年度	21	0	10 ※言語しょうがい含む	2	2	7	0
平成 30 年度	21	0	9 ※言語しょうがい含む	2	1	6	3

2) 支援実施講義数・字幕作成本数

年 度	【聴覚しょうがい】 補聴援助システム使用 (講義)		【聴覚しょうがい】 情報保障 (講義)		【聴覚しょうがい】 字幕作成 (本)	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
平成 28 年度	24	35	30	23	30	9
平成 29 年度	39	37	37	32	23	15
平成 30 年度	32	28	52	52	19	25

3) 平成 30 (2018) 年度支援学生延派遣数

1. 講義派遣 ※教育実習、教育実習事前・事後指導、集中講義含む

(人)

支援内容	計	前期	後期
手書きノートテイク	893	526	367
PC ノートテイク	779	366	413
音声認識通訳	52	25	27
大学間連携通訳	0	0	0
モバイル型遠隔情報保障	2	2	0
	1726	919	807

2. 臨時派遣 ※入学式・学位記授与式・オープンキャンパス等学内行事への派遣

(人)

支援内容	計	前期	後期
手書きノートテイク	3	3	0
PC ノートテイク	28	24	4
音声認識通訳	0	0	0
大学間連携通訳	0	0	0
モバイル型遠隔情報保障	0	0	0
	31	27	4

2. 支援内容別人数内訳

(人)

年 度	延人数	手書きノートテイク	PC ノートテイク	音声認識通訳	字 幕 作 成	点字作業等補助
平成 28 年度	210	131	57	0	22	0
平成 29 年度	209	126	51	0	32	0
平成 30 年度	231	119	66	15	31	0

5) 支援学生養成講座開催回数・参加者数

(人)

年 度		手書きノートテイク	PC ノートテイク	字 幕 作 成
平成 28 年度	開催回数	13	4	3
	参加者数	39	12	5
平成 29 年度	開催回数	8	5	3
	参加者数	41	13	17
平成 30 年度	開催回数	8	11	1
	参加者数	46	42	5

支援学生募集について

- ・新入生への配布資料にリーフレットを封入
- ・入学式時に支援学生募集 CM の放映
- ・1 年次必修講義において受講生への周知と意向確認

国立大学法人宮城教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程

平成 29 年 10 月 25 日 制 定

（目的）

第 1 条 この規程（以下「規程」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に即して、国立大学法人宮城教育大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方）

第 3 条 この規程において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

- 2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者・第三者の権利利益並びに本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 この規程において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担に当たらないものをいう。

4 前項の過重な負担については、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- 一 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- 二 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 三 費用・負担の程度
- 四 本学の規模、財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下、「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

- 一 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上にむけた環境整備等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。
- 二 総括監督責任者 総務担当理事をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 三 監督者 事務局は各課長、講座にあっては講座主任教授、センターにあってはセンター長又は所長、機構にあっては機構長、附属学校にあっては校園長、附属図書館にあっては図書館長をもって充て、総括監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。

（監督者の責務）

第5条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- 一 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、所属する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること
 - 二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、所属する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、総括監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(インクルージョン推進委員会)

第6条 障害を理由とする差別の解消の推進に関し次に掲げる事項を審議するためインクルージョン推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 障害を理由とする不当な差別の解消に関すること。
- 二 障害を理由とする社会的障壁除去のための合理的配慮の提供に関すること。
- 三 障害を理由とする差別に関する相談に関すること。
- 四 障害を理由とする差別に関する紛争の防止に関すること。
- 五 障害を理由とする差別に関する紛争の解決に関すること。
- 六 その他障害を理由とする差別に関すること。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務担当理事
- 二 障害学生支援室長（連携担当理事）
- 三 障害学生支援室副室長
- 四 学生相談室長
- 五 保健管理センター所長
- 六 上杉学習支援室長
- 七 総務課長、施設課長、教務課長、学生課長
- 八 総務担当理事が指名する教職員 若干人

3 前項第8号委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、総務担当理事をもって充てる。

- 一 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。
- 二 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 三 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

7 委員会の庶務については、総務課において処理する。

8 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 教職員は、前項に当たり、別に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第8条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年

齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

- 2 教職員は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別に定める留意事項に留意するものとする。

（相談体制の整備）

第9条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、以下のとおりとする。

- 一 障害学生支援室
- 二 学生相談室
- 三 保健管理センター
- 四 事務局の総務課、附属学校課、施設課、教務課、学生課、入試課
- 五 上杉学習支援室
- 六 学長が指名する教職員

（第三者委員会）

第10条 学長は、障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るため、第三者委員会を設置することができる。

- 2 前項に定める委員会について必要な事項は別に定める。

（教職員への研修・啓発）

第11条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のと通りの研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- 三 その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

（懲戒処分等）

第12条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第39条に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (29 規第 26 号)

- 1 この規程は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第 6 条第 2 項第 8 号の委員の任期は、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- 3 宮城教育大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（平成 28 年 2 月 10 日制定）及び宮城教育大学インクルーシブ推進委員会設置要項（平成 28 年 3 月 9 日制定）は廃止する。